

## 平成20年4月から75歳以上の **高齢者の新しい医療保険制度がはじまります**

現在75歳以上の人は、国民健康保険などの各健康保険制度に加入しつつ老人保健制度で医療を受けています。

**平成20年4月からは、75歳以上のすべての人が**

**現在加入している健康保険を脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入**することになります。

### 後期高齢者医療制度って？

75歳以上の高齢者を対象とした、**新しい独立した医療保険制度**です。

#### 制度創設の 目的

- 急速な少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増えています。
- 医療保険制度を維持するために、各世代を通じて公平で、社会全体で支えあう、わかりやすい制度にすることを目的としています。
- 県単位で運営することで安定した制度とします。

#### 後期高齢者 医療制度の ポイント！



対象者は

**75歳以上の人**が対象となります。  
 (一定以上の障害のある人は65歳以上)

現行(老健)  
 どおり

窓口での負担割合は

医療費の自己負担割合は、「一般の人が**1割**」、  
 「現役並み所得者が**3割**」です。  
 ※負担割合については、前年中の所得に基づき  
 毎年的判定を行います。

現行(老健)  
 どおり

保険料は

**原則として年金から天引き**します。  
 ▼国民健康保険税等の保険料の負担はなくなり、  
 後期高齢者医療保険料を支払うことになりま  
 す。  
 ▼今まで自分で保険料を払っていなかった各社  
 会保険の被扶養者の方も、新たに保険料を支  
 払うこととなります。  
 保険料の徴収は、お住まいの市町村が行いま  
 す。  
 ▼保険料の金額については、平成20年4月にお  
 知らせします。

**新規**

制度の運営は

「**奈良県後期高齢者医療広域連合**」が行います。

**新規**

各申請受付・届け出は

受付等の窓口業務はお住まいの市町村が行います。

現行(老健)  
 どおり

■問合せ先 五條市役所保険課福祉医療係 ④(内線373、393)

奈良県後期高齢者医療広域連合

☎0744・29・8430(代)

FAX0744・29・8433

〒634-0061 橿原市大久保町302番1(奈良県市町村会館内)